

「ナチュラリストネットワークかがわ」 規約

(名称)

第1条 当会の名称は「ナチュラリストネットワークかがわ」とする。

(事務所)

第2条 当会の事務所は会長の自宅に置く。

(目的)

第3条 当会は会員自らが自然を楽しむと共に、多くの方とその楽しさを共有することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自らが自然を楽しむ事業
 - ① 自主勉強会他
- (2) 多くの方と共有する事業
 - ① 自然観察会等の運営
 - ② 講師・指導者等の育成、派遣
- (3) その他、当会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 当会の会員は下記の通りとする。

- (1) 正会員
次の2条件を満たした者
 - ・「ナチュラリスト養成講座」にて所定のプログラムを修了。
 - ・会の目的などに賛同し、入会を希望。
- (2) 準会員
入会条件等は会員規定にて定める。

(会費)

第6条 正会員は会員規定に定められた年会費を納入する。ただし、準会員と顧問は任意とする。

(会員の資格喪失と除名)

第7条 正会員が次の各号に該当した場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会を役員に申し出たとき、もしくは連絡無く会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 次の各号に該当し、正会員の半数以上の同意により除名されたとき。
 - ① この会の規約等に違反したとき。
 - ② この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第8条 準会員及び顧問の資格喪失要件については会員規定にて定める。

(役員と選任)

第9条 当会は次の役員を置く。

(1) 役員 若干名

役員は正会員の中から選任する。また、役員は会長1名他を互選する。

(2) 顧問 若干名

役員は会の運営に必要とされる者を外部から顧問として招聘できる。

(任期)

第10条 役員及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第11条 役員及び顧問が次の各号に該当した場合には、正会員の半数の同意により解任できる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(資産)

第12条 当会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 事業などに伴う収入

(3) 寄付金品などその他の収入

(報酬など)

第13条 役員及び顧問は無給とする。

第14条 事業等に伴う収入等の扱いについては会計規定に定める。

(事業計画及び予算)

第15条 当会の事業計画及び予算等は、正会員の意見を集約し作成したものを総会に諮る。

(事業報告及び決算)

第16条 当会の事業報告及び決算等は、事業年度終了後に総会に諮る。

(会計年度)

第17条 当会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(総会)

第18条 当会の総会は、全正会員を以って構成される。

(総会の種別)

第19条 総会は定期総会と臨時総会とする。

(1) 定期総会は毎年度1回開催する。

(2) 臨時総会は会長が必要と認めるとき、及び正会員の過半数から請求があった際に開催する。

(総会の招集)

第20条 総会は会長が招集する。その際、正会員に対し目的や内容、日時などを示し、14日前までには通知しなければならない。

（総会の定足数及び議決）

第 21 条 総会は全正会員の過半数の出席を必要とし、議決は参加者の過半数を以って決する。但し、委任状を提出した会員は出席者とみなし、特に指定がなければ議決は議長に一任する。

（規約の変更）

第 22 条 規約の変更には総会の議決を必要とする。

（解散）

第 23 条 解散には総会の議決を必要とする。

※附則

1 この規約は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

「ナチュラルリストネットワークかがわ」 会員規定

(会員種別)

第1条 当会の会員は下記の通りとする。

(1) 正会員

規約に定める。

(2) 準会員

下記の条件を満たした者で、養成講座修了までの期間に限定する。

- ・会の事業等に参加した上で会の目的等に賛同し、正会員での加入を希望した者。
- ・役員を含む正会員2名以上から推薦

(会員の権利等)

第2条 正会員、準会員、顧問の権利等は下記の通りとする。

会員種別 権利等	正会員	準会員	顧問
無償事業への参加 (自主勉強会等)	○	○	○
有償事業への参加 (委託事業等)	○	△ (正会員の要請時)	○
役員への着任	○	×	×
総会での議決権	○	×	△ (年会費納入者のみ)
次年度計画等の作成	○	×	○
行事予定の連絡 (電子的手法)	○	○	○
予定・書類等の送付、 (郵送等)	○	△ (年会費納入者のみ)	△ (年会費納入者のみ)
保険	○	△ (年会費納入者のみ)	△ (年会費納入者のみ)

(会費)

第3条 正会員の年会費は1000円とする。準会員と顧問も同額とするが、納入は任意とする。

(会員の資格喪失と除名)

第4条 準会員及び顧問が次の各号に該当した場合には、その資格を喪失する。なお、正会員については規定に定める。

(1) 退会を役員に申し出たとき。

(2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(3) 次の各号に該当し、正会員の半数以上の同意により除名されたとき。

①この会の規約等に違反したとき。

②この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(保険)

第5条 不慮の事故等に対応するため、正会員は当会で保険に加入する。準会員及び顧問も年会費を支払った場合には、正会員と同等の扱いをする。

※附則

1 この規定は、平成28年1月1日から施行する。

「ナチュラルリストネットワークかがわ」 会計規定

（会計）

第1条 当会の会計は会員等の会費及びその他の収入を以って充てる。なお、その他の収入には寄付金品の他、各種事業などの受託費等が該当する。

（会費等の使途）

第2条 会員の会費は、保険料、連絡文書などの印刷費、郵送費、通信費、事務用品や消耗品、備品の購入費等に充てられる。寄付金等は会員の保険料以外の目的に用いる。

（当会の事業）

第3条 当会の事業は収支の観点から以下のように二分する。

（1）無償事業

自主勉強会や会員の親睦会等、必要な経費を参加する会員自らが負担して行う活動。

（2）有償事業

第三者の依頼を受け、当会が協力する活動。観察会の開催や講師依頼の他、関連事業等を含む。必要な経費の全額、もしくは一部は依頼者が負担する。

（無償事業）

第4条 無償事業は経費等を参加する会員自らが負担して行う。参加費等に余剰金が生じた場合、参加者の同意の上、会の運営経費に算入する。

（有償事業）

第5条 有償事業の受託の可否及び受託費等は依頼者との協議後、役員の上を以て決定する。

第6条 有償事業の受託費の範囲内で、協力費として参加者には一定の金品を支払うことを可とする。また、余剰金が生じた場合、会の運営経費に算入する。

第7条 購入した物品等は、依頼者の上を以て会の備品や消耗品として扱うことを可とする。

（寄付金品）

第8条 寄付金品は、会の運営経費に算入もしくは会の備品や消耗品等とする。

（例外）

第9条 会員が個人的に受けた依頼等については、この規定の対象外とする。

※有償事業への協力費例

○講師

半日：5000円/人、一日：8000円/人

○補助員

半日：3000円/人、一日：5000円/人

何れも県内の交通費を含む。県外の場合、別途交通費を検討する。

※附則

1 この規定は、平成28年1月1日から施行する。

「ナチュラルリストネットワークかがわ」入会申込書

ふりがな			生年月日	
氏名			性別	男・女
			血液型	型
住所	〒			
自宅電話			携帯電話	
メール				

※メールアドレスは可能な限りPDFファイルを受信、閲覧できるものにしてください。

参加同意書

当会の活動に関して、以下の事項について同意いたします。

- 1 「ナチュラルリスト」としてマナーを守った活動をします。
- 2 当会の活動に楽しく参加します。
- 3 健康増進のため、無理をしないよう努めます。
- 4 傷害、事故等には十分気を付けます。
- 5 入会申込書等に記入した個人情報を、事業や活動の案内等に用いることを認めます。
- 6 写真や著作物が当会の広告物や報道等に使用される場合があることを了承します。
- 7 疾病や傷害、事故、貴重品や私物の紛失・盗難等に対し、会へ責任を求めません。
- 8 「良きナチュラルリスト」になるよう努めます。

以上の項目を了承した上で、入会を申し込みます。

平成 年 月 日 氏名